

2018年6月28日
株式会社パティスリー銀座千疋屋

事業譲受に関するお知らせ

株式会社パティスリー銀座千疋屋（本社：東京都中央区／代表取締役 齋藤充、以下「当社」）の100%子会社である株式会社花園万頭（本社：東京都中央区／代表取締役 花里正之、以下「新花園万頭」）は、株式会社花園万頭（本社：東京都新宿区／保全管理人 野田聖子、以下「旧花園万頭」）の和菓子製造販売事業を譲受致しますので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 事業譲受の理由

当社は、銀座千疋屋の子会社としてフルーツを軸にスイーツの開発を行って参りました。更なる事業の強化・拡大を図るにあたり、洋菓子メインの製造から、新たに和菓子製造のノウハウを取り込むことで、商品ラインナップの充実を見込みます。

「花園万頭」の商品も継続して販売すると共に、互いの強みを生かした商品開発も視野に入れ、互いのシナジー効果を効果的に発揮しながら、さらなる経営基盤の強化に繋げて参ります。

また、互いに創業100年を超える老舗企業として、次の100年を見据え共にブランドを絶やすことなく持続的成長を目指して参ります。

2. 事業譲受の内容

和菓子製造販売

※ 新花園万頭は、旧花園万頭の一切の債務を承継しません。

3. 事業譲受日程

2018年6月28日 事業譲受契約締結

2018年6月30日 事業譲受実行日

※株式会社花園万頭は、2018年5月31日東京地裁に破産手続開始申立を行い、同日に保全管理命令発令。「花園万頭」の商標・事業継続の為、引き受け先として新花園万頭を設立し、事業を譲り受けます。

4. 法人概要

<譲渡会社概要>

- (1) 法人名：株式会社花園万頭
- (2) 所在地：東京都新宿区新宿 5-16-15

- (3) 代表者：保全管理人 野田聖子
- (4) 創業年月日：1834年
- (5) 設立年月日：1953年1月13日
- (6) 破産手続開始申立：2018年5月31日
- (7) 事業内容：和菓子製造販売

<保全管理人団>

- (1) 保全管理人：野田聖子
- (2) 保全管理人代理：高尾和一郎、加藤佑樹、横瀬健司、遠藤泰裕
- (3) 保全管理人事務所：永沢総合法律事務所
- (4) 所在地：東京都中央区日本橋 3-3-4 永沢ビル 5階

<譲受会社の親会社概要>

- (1) 法人名：株式会社パティスリー銀座千疋屋
- (2) 所在地：東京中央区銀座 5-5-1
- (3) 代表者：齋藤 充
- (4) 設立年月日：2008年2月14日
- (5) 事業内容：菓子製造販売
- (6) 補足：株式会社銀座千疋屋 子会社

<譲受会社概要>

- (1) 商号：株式会社花園万頭
- (2) 所在地：東京中央区築地 3-13-8
- (3) 代表者：花里 正之
- (4) 設立年月日：2018年6月20日
- (5) 事業内容：菓子製造販売
- (6) 資本金：4,800万円 (※2018年6月時点)
- (7) 出資比率：パティスリー銀座千疋屋 100%

5. 本件に関するお問い合わせ先

株式会社パティスリー銀座千疋屋 TEL：03-3549-0686

※一般の方お問い合わせ先

株式会社花園万頭 TEL：03-3352-4651 (代表番号)

以上